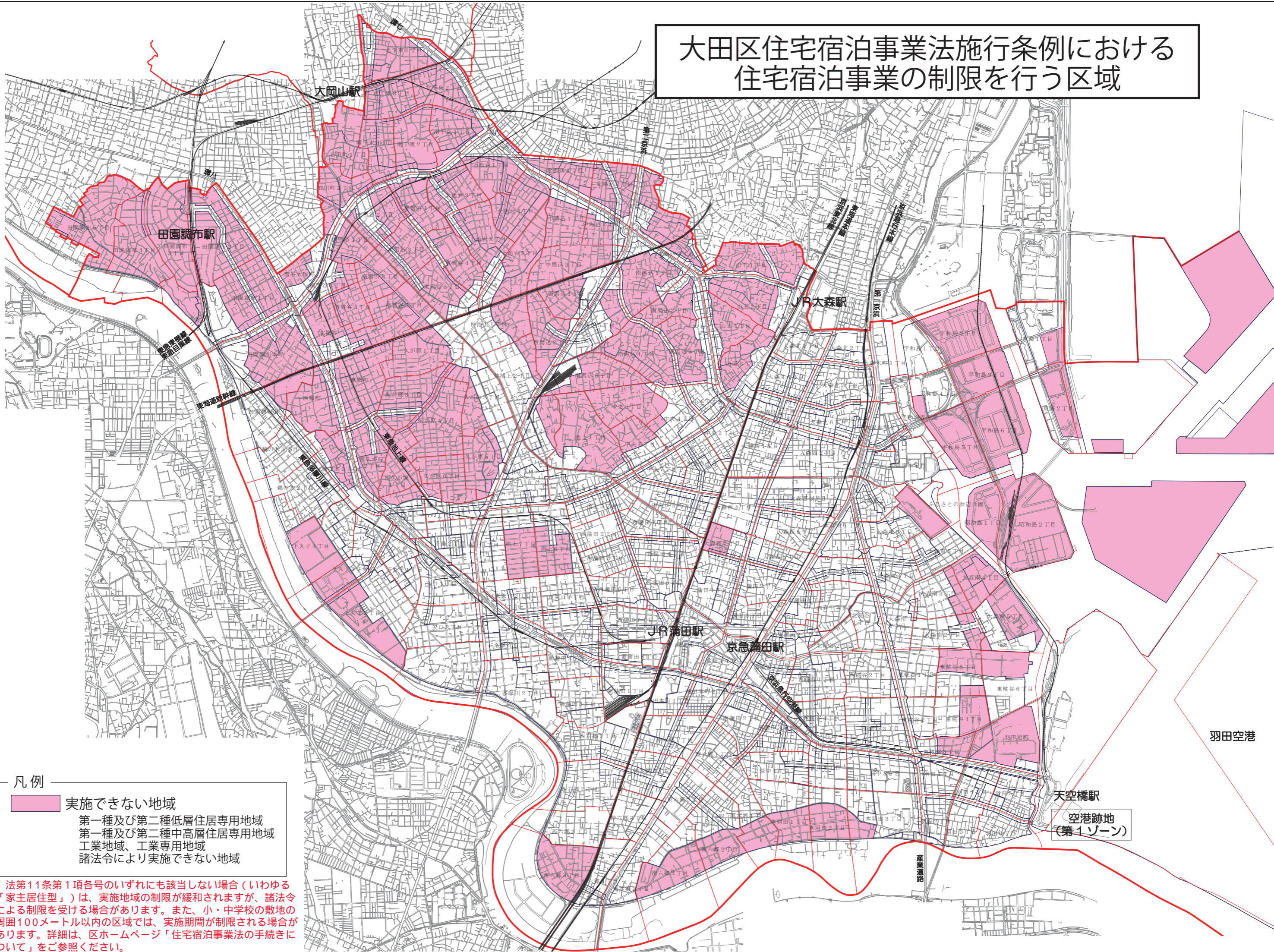


大田区住宅宿泊事業法施行条例における 住宅宿泊事業の制限を行う区域



- 凡例
- 実施できない地域
 - 第一種及び第二種低層住居専用地域
 - 第一種及び第二種中高層住居専用地域
 - 工業地域、工業専用地域
 - 諸法令により実施できない地域

法第11条第1項各号のいずれにも該当しない場合（いわゆる「家主居住型」）は、実施地域の制限が緩和されますが、諸法令による制限を受ける場合があります。また、小・中学校の敷地の周囲100メートル以内の区域では、実施期間が制限される場合があります。詳細は、区ホームページ「住宅宿泊事業法の手続きについて」をご参照ください。

羽田空港

天空橋駅
空港跡地
(第1ゾーン)